

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問5（個）第3号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

なお、後記第2の1の本件請求1並びに本件請求2のうち「当該事故被害者」の部分、「その家族」の部分及び「開示請求者」の部分のうち実施機関が弁明書において「刑事事件に係る訴訟に関する書類であって条例における自己情報開示請求の適用外となるもの」と主張する文書については、開示等の決定が行われていないことから、決定を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和5年3月26日付けで、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下単に「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、次の文書の開示の請求をした。

- (1) 令和〇年〇月〇日広島市〇〇において発生した交通死亡事故に関する報道発表資料並びに個人情報外部提供にかかる本人（代理人）の同意確認書（以下「本件請求文書1」といい、本件請求文書1に係る請求を「本件請求1」という。）
- (2) 当該事故に関わって収集された情報のうち、当該事故被害者、開示請求者及びその家族の情報すべて（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書2に係る請求を「本件請求2」という。また、本件請求1及び本件請求2を総称して「本件請求」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第14条第3号及び同条第7号に該当する情報を不開示として、自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年4月10日付けで審査請求人に通知した。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和5年7月6日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、審査請求人の求めに合致する対象文書を開示するよう裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求書

ア 審査請求書

審査請求人は、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号にて広島県警察本部長（〇〇署長）から、第2の2に記載する通知の送付を受けた。しかし、本件処分である当該自己情報部分開示決定通知書にある請求にかかる内容欄には、「令和〇年〇月〇日に〇〇警察署で作成した被害者支援実施状況報告書」と記載があり、審査請求人が開示を求めている令和〇年〇月〇日に作成されたはずの文書でなかった。また、収集された自己の情報について知る権利に基づき請求したものについての回答も得られなかった。そのため、審査請求人は、〇年〇月〇日付け「自己情報開示請求決定通知にかかる適正な事務を求めることについて」のとおり、当該開示請求の趣旨及び文書の特定等を説明したが、本日現在、未だ応答を得られぬままとなっている。国の示すガイドラインに沿った対応や決定がなされ、請求対象文書の開示決定を求めるものである。

イ 審査請求書添付資料

令和〇年〇月〇日付け自己情報開示請求書に対し、このたび〇〇警察署〇〇課から決定開示文書の郵送手続きに関して通知を受けました件について、決定は請求した趣旨と異なるため、説明します。

今回の開示請求内容は、次のとおりです。

項番1 令和〇年〇月〇日広島市〇〇において発生した交通死亡事故

に関する報道発表資料並びに個人情報外部提供にかかる本人（代理人）の同意確認書

項番 2 当該事故に関わって収集された情報のうち、当該事故被害者、開示請求者及びその家族の情報すべて

しかしながら、当該請求に対応する、実施機関が保有する個人情報として決定の通知があったのは、令和〇年〇月〇日付け文書のみとするものであり、請求に対応した回答とはなっておりません。

まず、開示請求の項番 1 については、令和〇年〇月〇日付け（〇時〇分）報道素材及び同コメントを報道機関 14 社へ書面提供する際、事前に人身被害者本人（遺族）がプライバシー情報である自己の居所、氏名等については報道されることに同意せず、秘匿するよう意思表示し、現場 3 名の警察官へ確かに伝達した事実があるにもかかわらず、反して〇日未明には個人識別情報が広く報道されるに至りました。何故そのような取り返しのつかない事態になってしまったのか明らかにすべく、当該個人情報外部提供にかかる本人（遺族）の同意確認を証明できるものを明示していただきたいとの考えから請求したものです。

次に、開示請求の項番 2 については、例えばその一つに考えられる、刑事訴訟法等にかかり、本人の戸籍全部事項証明及び戸籍附票全部証明を本籍地等へ照会されることについて、その照会書含め開示を求める趣旨です。さらに、照会対象者本人含め本人以外の当該戸籍に記載されている者、例えば父母等について戸籍等の記載事項以外でも取得されている情報項目があれば、訴訟に関する書類とはいえないため、自己情報を含んだ文書の開示をすべて請求するものです。

広島県警察におかれましては、県民の請求に対し真摯に適正な事務をしてください。

本件について、改めての自己情報開示決定を求めます。

(2) 反論書

ア 対象個人情報の特定及び本件開示請求に対する処分について

弁明書文中、「同意確認書は存在しない」について

本件、報道記者クラブへ情報提供するのであれば、審査請求人から情報を聞き取り収集する際、そこでなぜ、その説明をし、同意を得る手続行為をしてくれなかったのかという悲痛な思いでこの問いを投げかけているものである。

経過をたどると、今回我々は、〇〇に事故の報せを受け、搬送先の病院へ駆け付けた。医師からの状況説明を受けた後、その場へ待機していた警察官3名から概要を聴き、続いて質問を受けた。名前の確認、そして当面は我々のみぞ知る事項である居所などについて質問を受けた。すぐさまそこで過去の経験が頭をよぎった。

審査請求人は〇〇に居住している。知人が交通事故に遭い救急搬送された病院にて警察官に事故相手方の名前や連絡先を尋ねたところ、個人情報だから言えない、教えられないと一蹴された。ならばいかようと聞くと自分で直接聞くようにとのことだった。第三者提供ではなく事故当事者であっても、また、相手方はその場にはおらず、知る手がかりもないにもかかわらずである。そのような経験から、個人情報を伝える不安や抵抗も感じ、この経験の旨を今回の現場にいた警察官に伝えた。

住所や連絡先をきかれたので「この情報を誰に言うのか」と念を押して問うた。すると「事故相手方に伝えるためである。」と言われた。相手方に伝えるのであれば今後のこともあるし、それはいずれ分かることでもある。であるならば、言うも仕方がない。相手方に伝える目的だと確認できたからこそ返答したのである。

遺族は突然の悲しみにショックが大きすぎて目の前の現実を到底受け止めることなど出来ぬままに、その後の通夜葬儀などの段取り、関係者への連絡など取り込んでいた。そのさなか、耳目に入ってきたのがこの事故のテレビニュース報道である。画面字幕に我が子の実名あり、凄惨な現場映像とともにアナウンスされている。現住現存の地の町名まで広く知れ渡ることとなった。まさか思いもよらない、予期しない報道に目の前が真っ暗になり動悸を打った。偏向的報道と感じた。そして不特定多数に瞬く間に拡散されてしまった。完全に収集情報の目的外利用であり、実名発表するにあたり、本人等の意向確認はされなかった。

職場では職員がリアルタイムにテレビ放送が視聴できる環境にある。さらには、24時間誰しもネットでニュース情報を閲覧できる状況にある。不本意にもタイムリーに職場や地域始め周囲に知れ渡る結果となってしまった。このことにより、さらなる精神的苦痛が続き、出勤不可能となってしまった。他方でネット上にアップロードされている各社数多くのニュース記事については、発信元等に理由を付して一つ一つ削除要請をした。国外のものであるのか掲載相手方をたどっても要求する相手先

の実体が未だ判明しないものもある。これまで、どれだけの人の耳目に触れたかも未知数である。そして、これからも。心無い書き込みコメントや誹謗中傷に接し、心に負った傷つきは一生消えることはないだろう。これまさに重篤な人権侵害である。加えて、広報素材として提供するうえで、支援措置等申出者等であるか否かの確認連携はされたのであろうか。本人のみならず併せて支援を求める生存者がいる可能性があるにもかかわらずその確認作業が踏まれていないであろうことが第一報の時刻から推察される。警察当局が最も注意を払わなければならない事項である。

後日〇月〇日に〇〇警察に呼び出されたが、事故状況について報道以外何も聞いてないので尋ねたところ、捜査はこれからのため何も言えないとのこと、また、呼び出し理由である着衣証拠品所持品返却についても事前手続き上のミスで返してもらえず、何のためにはるばる行ったのかと残念な気持ちになり、疲労が蓄積した。

その際、事故直後のテレビニュース報道の件を担当警部補に問うと「報道の自由があるので」と言われ、挙句の果て、「自分は直接の担当でない。」とのことだった。警察の収集情報は当然のように提供放出しておいて、あとは報道機関各社の自由判断に任せる。それで何かあるか、というあたかも開き直りのようなスタンスの発言には憤りを禁じ得ない。不特定多数を対象に名前や居所や職業の公開は望んでいない。ましてや事故に遭ったこと、死亡の事実まで知られることは苦痛である。加害者側は職業ドライバーで業務中の事故でありながら、被疑者名は匿名、使用者である法人の名も秘匿、放映された事故車両であるタクシー車両は、現場公道上ではなく〇〇警察署の管理下でタクシー会社の社名部分を白い紙様のもので覆われ、〇〇記者の取材に応じていることが伺えた。一方、バイク車両は現場公道上でナンバーもありのまま生々しく損傷の様子が映像で映し出されたが、後続車両にも乗り上げられそのことでさらに損傷が増していたことがのちに判明したがその報道はされることなく視聴者は誤解をしたままである。一方は匿名の配慮があり、対照的に被害者側への配慮はなく中立性公平性に欠けていた。

捜査特権を与えられた公的機関警察においては、個人情報を始めとする情報等の取扱いは、きちんと精査をしたうえで慎重に配慮をもって行われるべきものである。本人等が公の発表を拒否してもなおその必然性の

根拠があるなら、それを多くの人が納得できる形で説明する必要がある。

「実名等が絶対的に必要である」とは考えられない。

記者クラブは「日本新聞協会加盟社とこれに準ずる報道機関から派遣された記者」など限定的な構成員により組織されており、公的機関は広報活動の一環として記者クラブに対し情報提供をすることになっている。フリーランス等を除いた記者クラブのシステムにも恣意的な参加選別が可能でもあり、自らの都合で偏向的報道となる可能性があることにも問題がある。

行政機関県警は、自らの広報能力の限界や経費削減の観点と、報道機関の社会的影響力や利便性を考えて、広報事務を補完するものとして報道機関の報道行為を積極的に利用しているといえる。一方、報道機関も、県警が保有する情報を排他独占的に受け、これにより充実した報道ができていくことからすれば、自己の取材能力の限界を補完するものとして県警による情報提供を利用しているといえる。

報道目的から考えると、犯罪事実に関する情報は、報道機関を通じて国民に周知、注意喚起されることで国民が同種事案の被害に遭わないように事前に備えることができるため、同種事案の再発防止に繋がる。しかし、このことは犯罪事実を構成する要素のなかでも、被害者の性別、年齢に関する情報について当てはまるに過ぎない。この項目については予防目的に資する関係があり、手段として合理性を有するといえる。しかし、実名についてはこれを国民が知った時に犯罪予防につながるという合理的な関連性は考えにくい。なぜなら、国民が自己の属性と同じ他人が被害者となったという事実を知り、予防の動機付けがされるというメカニズムを考えたときには、実名には自己の属性との同一性を観念できないからである。予防の実効的確保に必要不可欠であるとはいえない。報道機関は、実名・匿名を自主的に判断し、プライバシー上最終責任を引き受けているかは甚だ疑問である。警察が実名を発表すると実名報道、匿名にすると匿名報道になっている。

両者の関係性から考えると、行政機関警察と報道機関は相互に利用し補完し合う関係、いわゆる相互利用補充関係に立っており、共同正犯類似関係にあるといえる。いわば、実名報道による権利侵害は、実名発表による権利侵害としても考えることができるということになる。よって、県警が提供した情報を報道機関が報道することにより生じた権利侵害

は、県警による権利侵害だと考えることができる。

また、報道機関への適用除外規定という目的との関係では、無限定ではなく、被害者の実名まで含めて報道機関に判断を委ねて情報を利用させることは、報道の自由が有する民主制上の意義に照らして、性別や年齢という情報に比べると実名については民主制上の意義が乏しい。

再犯予防目的でも実名発表の必要性なく、被害者等の個人の利益を重く見るべきで、得られる利益と失われる利益の均衡も欠くため、比例原則の観点から違憲の疑いさえある。

現状、被害者等が警察に提供した個人情報、犯罪捜査という情報取得の目的を超えて無断で利用されている点がそもそも問題である。

被害者等の同意なき実名発表が、プライバシー権という重要な憲法上の権利の侵害を伴う公権力行使であることからすれば、警察法第2条は直接の法理上の根拠となるのであろうか。

実名報道されることにより、被害者の被害状況に関する情報に、不特定かつ多数者が接する可能性が生じる。ネットに一旦情報が流通してしまえば、その情報は半永久的に流通し続けることになり、元の状態には戻せない。死亡状況が強制的に周知されることの羞恥心、書き込み被害や報道で取り上げられること自体が心理的負担となる。周囲の目線を気にした外出自粛は心理的負担を伴う行動制限である。この点実名報道は、被害者等が自律的に情報開示をすることで、自らが望む社会関係を形成し自由な行動をとる機会を奪っているといえ、自己情報コントロール権の侵害でもある。

現行の第四次犯罪被害者等基本計画（警察庁）には、次のようにある。

「犯罪被害者等に関する情報の保護、警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。」とある。

誰しも個人情報、詮索的な情報等を容易に発信できる現代社会において、ひとたび被害者等の個人情報が報道されればネット上に広く流布され、半永久的に掲載され、当該情報をコントロールできない事態を惹き起こすことになる。これを踏まえれば、被害者等の個人情報の報道は、

より慎重に検討される必要がある。被害者の実名等の内容が、遺族の意に反し、これらの情報が世間に流布されることによって被害者遺族がさらに被害を受けることは予見できるものである。これらの情報を報道することによって得られる利益が、被害者等の名誉プライバシーを上回るものとは考え難い。

個別の判断とはいいながら、同じようなケースであっても、実名を伏せる配慮がなされているものも現に多くある。いみじくも同じ県内で同じ県警本部長の指揮管理のもとにありながら手続きや対応に重大な違いがあることは理解ができない。

報道及びその前段にある警察の報道素材提供にあたっては、死者の尊厳、遺族の意向や思いに十分配慮することが必要であることはいうまでもない。

死者に関する情報の漏えい等によって遺族に損害を与えたといえる場合であれば、それは遺族に対する不法行為となるため、遺族が損害賠償を請求することは可能と考えられる。また、死者に対しても名誉棄損罪は成立するため（刑法第230条）、遺族の告訴によって名誉棄損罪が成立する余地がある。

ここで、被害者「等」といった場合には、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」（犯罪被害者等基本法第2条第2項）のことを指す。つまり、「被害者等」という言葉は、被害者が存命の場合のその本人、被害者が存命の場合のその家族、被害者が死亡した場合のその本人、被害者が死亡した場合のその家族（＝遺族）という4つの主体を含むものである。被害者が死亡した場合には、本人やその遺族（ここでいう遺族のプライバシー権は、家族が交通犯罪被害者であるという個人情報の問題にするもので、遺族固有のプライバシー権である。）の権利が問題になる。これに関連して、被害者が死亡した場合の憲法上の権利の帰趨、被害者本人が意識不明や死亡した場合に実名公表を同意（プライバシー権を処分）できる主体は遺族であると考えられる。

本件について、審査請求人は、個人名の実名発表をはじめ居所、職業についても同様に同意はしていない。同意確認書面がない、これすなわち手続き上のミスであり、第四次犯罪被害者等支援計画、ひいては犯罪被害者等基本法に違反しているといえる。

次に、「刑事事件に係る訴訟に関する書類については条例38条第1項

第2号に該当するため本件開示請求の対象となる行政文書にはならない。」とあるが、これは全てが一括して一律に捜査に直接当たるものでなく切り分けて考えるべきである。

実名発表は訴追目的を含まない警察活動であるといえ、捜査には該当せず、行政警察活動ということになる。警察の実名発表は刑事訴訟法の規律から外れるため、同法は法律上の根拠とはならない。また、当該事故当事者ではない家族について収集された情報は、訴訟に係る情報とはいえず、捜査特権濫用でないのであれば、正しく開示に供されなければならない。

イ 「4 事案の経過 (4) 前 (3) の申出に対する回答の実施」について

○年○月○日付け文書の申出に対する回答の実施について、令和○年○月○日連絡したとあるが、処分の取消及び再決定は行わない旨は聞いていない。

ウ 「5 弁明の理由 (1) 対象保有個人情報について」について

「当事者ではなく、その遺族となる。」「成人であり、当該当事者の法定代理人にも該当しない。」について、狭義の法定代理権である親権のことをさして言及しているものかもしれないが、今回開示請求時に書類添付した法定相続情報一覧図に示すように、審査請求人は、当該当事者の死亡時において同居し、かつ生計を一にしていた一親等の血族であり、当事者の相続人遺族であり、適法な請求権者である。つまり、請求者が死者である被相続人から承継、相続した財産、慰謝料請求権、不法行為による損害賠償請求権その他当事者の死を原因として取得した権利義務に関する情報として請求者自身の保有個人情報であると考えられる場合に当たり得るため、提供を求めるものである。

エ 「5 弁明の理由 (2) 対象保有個人情報の検索および特定について」について

「遺族として対応した被害者支援情報で作成されている文書のみ特定できた。」とある。

しかし、この文書は事後9日も経過した後の事柄についての文書であって、今回請求の趣旨の文脈からしても的を射ていないことは明白である。

オ 「5 弁明の理由 (3) 審査請求人の主張に対する弁明について ア」について

○年○月○日付け行政文書開示請求に対する部分開示決定については、自己情報部分についてまでマスキングされているものである。

先述のとおり、遺族は権利義務を承継した適法な請求権者であり、適用外にはならず、保有文書については適法適切な対応を求める。

報道及びその前段にある報道素材提供にあたっては、死者の尊厳、遺族の意向や思いに十分配慮することが必要であることはいうまでもない。

カ 「5 弁明の理由 (3) 審査請求人の主張に対する弁明について イ」について

○年○月○日付け文書に対する応答事実について、「2 「4 事案の経過 (4) 前 (3) の申出に対する回答の実施」について」において述べられているように、審査請求人は回答説明は聞いていない。

キ 付言

本件に関して、被害者及び被害者遺族に対する、公平性中立性に欠ける公的捜査の在り方、遺族調書の作成の在り方、高圧的威圧的な言動、必要事項説明の不足、実況見分時の相手方による、当方証拠品や当方所有物の同意なき一方的な写真撮影ほか、被害者及び被害者遺族にとって不信、屈辱的なものであり、ここに強く抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

1 事案の経過

(1) 開示請求

審査請求人は、条例に基づき、令和5年3月26日付け自己情報開示請求書により、次の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア 令和○年○月○日広島市○○において発生した交通死亡事故に関する報道発表資料並びに個人情報外部提供にかかる本人（代理人）の同意確認書

イ 当該事故に関わって収集された情報のうち、当該事故被害者、開示請求者及びその家族の情報すべて

(2) 本件開示請求を受け、対象となる保有個人情報に記載された行政文書を検索した結果、前(1)のイに該当するものとして、○○警察署が保有す「令

和○年○月○日に○○警察署で作成した被害者支援実施状況報告書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、本件処分を行った。

なお、請求内容のアに該当する保有個人情報には存在せず、関係交通事故に係る捜査書類等の交通事故事件捜査で作成又は収集した刑事事件に係る訴訟に関する書類については、条例第38条第1項第2号に該当するため、本件開示請求の対象となる行政文書にはならない。

(3) 「○年○月○日付け文書」の受理

令和○年○月○日、審査請求人から郵便により送達された「自己情報開示請求決定通知にかかる適正な事務を求めることについて」と題する○年○月○日付け文書を警察情報公開センター(総務部総務課)において受理した。

当該文書は、本件審査請求書添付のとおりであるが、その概要は、「本件処分が審査請求人の行った開示請求の趣旨とは異なるため、本件処分を取り消して再度改めて処分を行うことを求める」という申出が記載されたものであった。

(4) 前(3)の申出に対する回答の実施

審査請求人が行った前(3)の申出は、処分庁による行政処分の取消しを行い、再決定による処分を行うことを求めるものとなるが、処分庁による行政処分の取消しは、当該処分が違法であることを処分庁が認めた場合に行うものであり、本件処分に関しては、違法と認める事実がなく、取り消すべき理由もない。

そのため、令和○年○月○日、警察情報公開センター担当者から、条例に基づく自己情報開示請求の制度概要を説明した上、処分の取消し及び再決定は行わない旨、審査請求人に連絡した。

2 弁明の理由

(1) 対象保有個人情報について

本件開示請求の対象保有個人情報については、「令和○年○月○日広島市○○において発生した交通死亡事故(以下「関係交通事故」という。)」に関するものとなるが、審査請求人は関係交通事故の当事者ではなく、その遺族となる。

そして、当該当事者は関係交通事故発生時において成人であり、審査請求人は、当該当事者の法定代理人にも該当しない。

(2) 対象保有個人情報の検索及び特定について

関係交通事故に係る対応は、発生管轄警察署となる〇〇警察署において行っていることから、同署で対象保有個人情報検索を行った結果、審査請求人を関係交通事故の遺族として対応した被害者支援事務で作成されている本件対象文書のみが特定できたものである。

(3) 審査請求人の主張に対する弁明について

ア 「審査請求人が開示を求めている令和〇年〇月〇日に作成されたはずの文書」について

審査請求人は、本件開示請求とは別に、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき〇年〇月〇日付け行政文書開示請求書により「〇年〇月〇日広島市〇〇において発生した交通死亡事故について、報道機関等に向けて発表された内容のわかる文書及び質疑応答を含む会見録等すべての文書、加えて当該交通死亡事故にかかる開示できるすべての文書」という内容の行政文書開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行っており、当該開示請求の「対象行政文書として〇〇警察署の保有する本件対象文書のほか、「令和〇年〇月〇日付け報道素材」、「令和〇年〇月〇日付け報道素材コメント」、「報道素材チェック表（チェック日時：令和〇年〇月〇日）」及び「FAX送信結果表（送信日付：令和〇年〇月〇日）」並びに関係交通事故に係る「交通事故事件簿（犯罪事件受理簿）」、「交通事故事件簿（犯罪事件指揮簿、犯罪事件処理簿）」、「令和〇年〇月〇日付け勤務日誌」及び「交通事故発生即報」を特定し、開示（部分開示）決定を行っている。

審査請求人の言う「令和〇年〇月〇日に作成されたはずの文書」とは、審査請求人が行った別件開示請求において対象行政文書となった文書のうち本件対象行政文書以外の文書又は関係交通事故の刑事事件に係る訴訟に関する書類をいうものと考えられる。

しかしながら、これらの文書については、関係交通事故の当事者に係る保有個人情報と認められるが審査請求人の個人情報の記載はないため本件対象保有個人情報と認めることはできないもの又は前1の(2)のなお書きのとおり、条例における自己情報開示請求の適用外となるものである。

イ 〇年〇月〇日付け「自己情報開示請求決定通知にかかる適正な事務を求めることについて」に対する応答事実について

本件審査請求書に添付されている〇年〇月〇日付け「自己情報開示請

求決定通知にかかる適正な事務を求めることについて」については、前1の(4)のとおり、審査請求人に口頭説明を実施している。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

(1) 本件請求について

本件請求は、令和〇年〇月〇日広島市〇〇において発生した交通死亡事故に関する次の文書の開示を求めたものである。

ア 報道発表資料並びに個人情報外部提供にかかる本人（代理人）の同意確認書

イ 当該事故に関わって収集された情報のうち、当該事故被害者、開示請求者及びその家族の情報すべて

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

審査請求人は、本件処分は審査請求人の請求に対応した回答となっていないとして、審査請求人の求めに合致する文書を開示するよう求めている。

(2) 本件処分について

ア 本件請求の内容について

本件請求は、本件請求1及び本件請求2を列挙して請求されたものであり、また、本件請求2は「当該事故被害者、開示請求者及びその家族の情報すべて」について開示を求めるものであり、これは当該事故被害者、開示請求者及びその家族について、それぞれ開示を求めているものと捉えられる。

イ 本件処分について

(ア) 本件処分についての実施機関の主張

実施機関は、弁明書において、対象となる保有個人情報に記載された行政文書を検索した結果、本件請求2に該当するものとして、〇〇警察署が保有する「令和〇年〇月〇日に〇〇警察署で作成した被害者支援実施状況報告書」を特定し、本件処分を行ったとしており、また、本件請求1に該当する保有個人情報は存在しないとしている。

(イ) 本件請求1及び本件請求2のうち「その家族」の部分について

審査会において、実施機関に対して、本件請求1及び本件請求2のうち「その家族」の部分に対する決定の有無を確認したところ、実施

機関は、請求内容全体として審査請求人の保有個人情報を検索し、被害者支援実施状況報告書のみを該当文書として特定して自己情報部分開示決定をしており、個別に本件請求1及び本件請求2のうち「その家族」の部分不存在とした決定はしていないとの回答であった。

(ウ) 本件請求2のうち「当該事故被害者」の部分について

本件請求2のうち「当該事故被害者」の部分について、審査請求人は、反論書において、審査請求人が死者である被相続人から承継、相続した財産、慰謝料請求権、不法行為による損害賠償請求権その他当事者の死を原因として取得した権利義務に関する情報として審査請求人自身の保有個人情報を請求したものであると主張している。

実施機関は、弁明書において、当該事故当事者は関係交通事故発生時において成人であり、審査請求人は、当該事故当事者の法定代理人にも該当しないと主張していることから、審査会において、実施機関に対して本件請求2のうち「当該事故被害者」の部分についてどのように捉えていたか確認したところ、弁明書に記載のとおりであって、本件処分時においては死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に係る情報とは捉えていなかったとの回答であった。

審査会において、実施機関の個人情報事務の取扱いに係る内規を確認したところ、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に係る情報についての開示請求の方法の記載があるが、一般的な本人による開示請求の場合とは別の確認事項及び確認書類が定められている。本件請求に係る自己情報開示請求書には、本人等確認書類欄に「法定相続情報」との記載があるが、請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容欄の記載は「当該事故に関わって収集された情報のうち、当該事故被害者、開示請求者及びその家族の情報すべて」であって、請求内容が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に係る情報であることをうかがわせるものはない。また、審査請求人が審査請求書において「○年○月○日付け「自己情報開示請求決定通知にかかる適正な事務を求めることについて」のとおり、当該開示請求の趣旨及び文書の特定等を説明した」として審査請求書に添付している文書及びその文書に関連して実施機関が審査請求人に対応した記

録として実施機関から提出された聞取票においても、審査請求人の請求が損害賠償請求権等に係る情報であることをうかがわせるものはない。

これらのことからすると、実施機関の、本件処分時においては、本件請求2のうち「当該事故被害者」の部分については死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に係る情報ではないと捉えていたとの主張は、不合理とまでは言えない。

そうすると、本件請求2のうち「当該事故被害者」の部分については、「開示請求者」に係る部分の決定には含まれず、別に決定を行う必要があることとなる。

(エ) 本件請求2のうち「開示請求者」の部分について

実施機関は、弁明書において、対象となる保有個人情報に記載された行政文書を検索した結果、本件対象文書を特定し、本件処分を行ったが、関係交通事故に係る捜査書類等の交通事故事件捜査で作成又は収集した刑事事件に係る訴訟に関する書類については、条例第38条第1項第2号に該当するため、本件開示請求の対象となる行政文書にはならないとの主張をしている。

条例第38条第1項第2号は、個別の法律において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第5章第4節の開示及び訂正等の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、各法律との整合性の観点から、条例第2章（第1節を除く。）の開示及び訂正等の規定についても、適用除外することとしたものである。そして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項は、訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、個人情報保護法第5章第4節の規定は、適用しないと規定している。したがって、訴訟に関する書類に記録されている保有個人情報については、条例第2章（第1節を除く。）の規定は、適用しないということになる。

そうすると、実施機関の主張が対象となる保有個人情報に記載された行政文書として刑事事件に係る訴訟に関する書類があるというものであれば、条例第11条により保有個人情報の開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）を行う必要があることから、審査会において実施機関に確認したところ、請求内容全体として審査請求人の

保有個人情報を検索し、本件対象文書を該当文書として特定して部分開示決定しており、個別に刑事事件に係る訴訟に関する書類を不存在とした決定はしていないとのことであった。

(オ) 小括

以上のことから、本件請求1並びに本件請求2のうち「当該事故被害者」の部分、「その家族」の部分及び「開示請求者」の部分のうち実施機関が弁明書において「刑事事件に係る訴訟に関する書類であって条例における自己情報開示請求の適用外となるもの」と主張する文書については、開示等の決定が行われていないことから、実施機関は、決定を行うべきである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について

実施機関は、対象となる保有個人情報が記載された行政文書を検索した結果本件対象文書を特定し、本件処分を行ったとしており、審査請求人は、対象文書は、審査請求人が開示を求めている令和○年○月○日に作成されたはずの文書ではないとしている。

実施機関は、審査請求人が主張する令和○年○月○日に作成されたはずの文書とは、審査請求人が本件請求とは別に広島県情報公開条例に基づき令和○年○月○日付けで行った行政文書開示請求（以下「別件開示請求」という。）により開示された文書のうち本件対象文書以外の文書及び関係交通事故の刑事事件に係る訴訟に関する書類であるとして、別件開示請求により開示された本件対象文書以外の文書には保有個人情報の記載はなく、関係交通事故の刑事事件に係る訴訟に関する書類は条例における自己情報開示請求の適用外であるとしている。

審査会において、実施機関から提出を受け、別件開示請求に係る文書を確認したところ、同請求は、審査請求人が関係交通事故について「報道機関等に向けて発表された内容のわかる文書及び質疑応答を含む会見録等すべての文書、加えて当該交通死亡事故にかかる開示できるすべての文書」の開示を求めるものであって、実施機関は、令和○年○月○日付けで決定期間の延長をしたのち、令和○年○月○日付けで担当部署を異にする3件の行政文書部分開示決定（以下これらを「別件部分開示決定」という。）を行っていた。

そうすると、本件請求及び別件開示請求の内容から、実施機関が、審査請求人が主張する令和〇年〇月〇日に作成されたはずの文書とは、別件開示請求により開示された文書のうち本件対象文書以外の文書及び関係交通事故の刑事事件に係る訴訟に関する書類であるとしていることに、特段不自然なところはない。

また、審査会において、別件部分開示決定に係る開示文書を確認したところ、本件対象文書以外には対象となる保有個人情報の記載はなかった。

本件請求1及び本件請求2の「開示請求者」の部分のうち実施機関の弁明書において「刑事事件に係る訴訟に関する書類であって条例における自己情報開示請求の適用外となるもの」と主張する文書の決定については前述のとおりであり、以下、本件対象文書の不開示部分の妥当性について判断する。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人を関係交通事故の遺族として対応した被害者支援事務で作成された文書であって、被害者支援員が実施した被害者支援の実施内容等を記載したものである。

実施機関は、本件対象文書のうち、警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影並びに「被疑者」欄の一部を条例第14条第3号の不開示理由に該当するとし、県警ブラウザの端末名及び警察電話番号を条例第14条第7号の不開示理由に該当するとしている。

(3) 条例第14条第3号該当性について

ア 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の決裁欄のうち係長の欄の印影並びに文書の作成者名、被害者支援員欄及び実施日時等欄の年月日以外の部分が不開示となっていた。

審査会において実施機関に確認したところ、決裁欄のうち係長の欄は本件対象文書に係る事務を担当する係長の押印欄であり、文書の作成者名は報告者である被害者支援員名が、被害者支援員欄は本件対象文書に係る被害者支援を実施した被害者支援員名が、実施日時等欄の年月日以外の部分には被害者支援を実施した被害者支援員名が記載されることであった。

実施機関の職員の氏名及び印影については、開示請求者以外の個人に

関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別されるものであるから、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

次に、同号イの該当性について検討する。実施機関では慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしているところ、本件対象文書において実施機関が不開示とした印影及び氏名は、全て警部補以下の階級にある警察官のものである。しかし、実施機関の内規によると、被害者支援員は事件発生後の初期段階における効果的な被害者等への支援措置を行うものであって、その任務として自己紹介を行うことが定められている。このことは、制度として被害者支援員名を被害者等に伝えることとされたものであるから、被害者支援員名については、同号イに該当するものである。

不開示とされた実施機関の職員の印影は、本件対象文書に係る事務を担当する係長の印影であることから、同号イには該当せず、同号ロに該当する事情も認められない。また、同号ハは、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を例外的に開示することとするものであるから、実施機関の職員は公務員等ではあるものの、その印影については、同号ハに該当しない。

したがって、不開示とされた実施機関の職員の印影は、条例第14条第3号の不開示情報に該当するため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書の作成者名、被害者支援員欄及び実施日時等欄の年月日以外の部分の不開示部分については、同号イに該当することから、これらを不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

イ 「被疑者」欄について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の被疑者欄のうち職業欄が不開示となっており、不開示部分には被疑者の職業及び会社名（以下「被疑者の職業等」という。）が記載されていた。

被疑者が被用者である場合の、民法（明治29年法律第89号）第715条の使用人の損害賠償責任の観点からの被害者が損害賠償請求をする際の支援制度について実施機関に確認したところ、実施機関は、実施機関の内規により、人定事項等を遺族に伝えることはあり、関係交通事故については、審査請求人へいつ伝えたかは判然としませんが、通常事故対応に当てはめれば、審査請求人及び当該会社の上承を得て、それぞれ相手

方へ連絡先等を教示しているとのことであつた。

そうすると、被疑者の職業等は、制度として被害者等に伝えられるものであると言えることから、条例第14条第3号イに該当するものであつて、これを不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(4) 条例第14条第7号該当性について

ア 県警ブラウザの端末名について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の上部に「県警ブラウザ」と表示され、その文字の横に表示された番号が不開示となっていた。

当審査会から実施機関に対して、不開示部分の具体的内容について確認したところ、次のとおりであつた。

県警ブラウザとはウェブベースで実施機関内部の各種システムを稼働させるためのソフトウェアであり、県警ブラウザの端末名とは県警ブラウザが導入された端末装置 ID である。端末装置 ID は警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報に値する情報であつて、警察情報システムの設計の一部が第三者に渡ることにより、情報漏えいの可能性（警察ネットワークへの不正アクセス）が格段に高くなるため、情報セキュリティ上の支障を及ぼすおそれがある。

実施機関の説明によれば、当該不開示部分を開示すると、実施機関の情報システムの管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よつて、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして、実施機関が県警ブラウザの端末名を不開示としたことは妥当である。

イ 警察電話番号について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書に記載された警察電話番号が不開示となっていた。

警察電話番号は、別の審査請求事案における当審査会の答申において、次の理由を挙げて、広島県情報公開条例第10条第6号の不開示情報に該当する情報であり、これを不開示とした決定は妥当であると判断している。

(7) 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項において、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること

をもってその責務とする。」旨規定されている。

- (イ) 警察電話は、警察の連絡・調整事務のために使用するもので、使用者は原則として警察職員に限られており、一般電話回線等からの架電も交換室を介してのみ可能とされているなど、厳格に運用されている。
- (ウ) 実施機関においては警察電話番号を部外者に対して明示することもあるが、それは、当該部外者との関係や必要性を考慮し、一定の場合に限って行われている。
- (エ) 上記のような実施機関における警察電話の運用実態や、取締りや許認可等、県民の権利利益に影響を及ぼす警察業務の特殊性に鑑みると、警察電話番号を公にすると、警察の捜査や事務を妨害する目的で電話をかけ続けるといった行為等によって、警察電話本来の使用目的である警察の業務上の連絡・調整事務に著しい支障を及ぼすこととなり、警察業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明は首肯できる。

上記の判断は、自己情報開示請求における取扱いにおいても異なることはないため、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして、実施機関が警察電話番号を不開示としたことは妥当である。

(5) 小括

以上のことから、実施機関が、本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

ページ	開示すべき部分
1/2 ページ	本件対象文書の作成者名（「〇〇警察署 〇〇課 警部補」の右側）の不開示部分
	被疑者欄のうち職業欄の不開示部分
2/2 ページ	被害者支援員欄の不開示部分
	実施内容欄が関係資料の交付であるものに係る実施日時等欄の不開示部分
	実施内容欄が必要事項の説明であるものに係る実施日時等欄の不開示部分
	実施内容欄が要望の聴取であるものに係る実施日時等欄の不開示部分

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年9月27日	・ 諮問を受けた。
令和6年10月31日 (令和6年度第7回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年11月28日 (令和6年度第8回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年12月26日 (令和6年度第9回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年3月21日 (令和6年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年4月24日 (令和7年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年5月29日 (令和7年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年6月26日 (令和7年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎 （ 部 会 長 ） ※令和6年11月30日まで	弁護士
岩 本 瑞 穂 ※令和6年12月1日から	弁護士
門 脇 美 恵 ※令和6年12月1日から	広島修道大学教授
西 條 潤 （ 部 会 長 ） ※部会長就任は令和6年12月26日から	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵 ※令和6年11月30日まで	広島修道大学教授